

(3) 海洋汚染等防止証書

区分	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書
	ふん尿等の排出防止に関する設備
	有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書

第 号

船名	
船舶番号	
船籍港又は係船所	
船舶所有者	
用途	
総トン数	
載貨重量トン数	
最大搭載人員	
有効期間	年 月 日まで

条	件
---	---

(六)

<p>(4) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の記録</p> <p>(i) すべての船舶に関する記録</p> <p>(a) 船舶の区分</p> <p>(b) ビルジ等排出防止設備の要目</p> <p>(c) 同等物等</p> <p>(d) 海洋汚染防止緊急措置手引書等及び揮発性物質放出防止措置手引書</p> <p>(e) (a)から(d)までの変更の記録</p>

<p>(ii) タンカーに関する記録</p> <p>(a) タンカーの区分</p> <p>(b) 水バラスト等排出防止設備の要目</p> <p>(c) 分離バラストタンク又は貨物艙原油洗浄設備の要目</p> <p>(d) 貨物艙等の要目</p> <p>(e) 同等物等</p> <p>(f) (a)から(e)までの変更の記録</p>
--

(iii) 有害液体物質ばら積船に関する記録

(a) 有害液体物質排出防止設備の要目

(b) 貨物艙等の要目

(c) 同等物等

(d) (a)から(c)までの変更の記録

(iv) ふん尿等排出防止設備に関する記録

(a) ふん尿等排出防止設備の要目

(b) (a)の変更の記録

(v) 有害水バラストの排出防止に関する設備に関する記録

(a) 有害水バラストの排出防止に関する設備の要目

(b) (a)の変更の記録

(vi) 大気汚染防止検査対象設備に関する記録

(a) 原動機の要目

(b) 原動機取扱手引書

(c) 硫黄酸化物放出低減装置の要目

(d) 揮発性物質放出防止設備の要目

(e) 船舶発生油等焼却設備の要目

(f) (a)～(e)の変更の記録

(4)

(5) 検査の記録